

# していけいかくそうだんしえん していしょうがいじそうだんしえん じゅうようじこうせつめいしょ 指定計画相談支援・指定障害児相談支援 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

## 1. 事業者の概要

ほうじん めいしょう 法人の名称	しゃかいふくしほうじん いじゅ きかい 社会福祉法人 伊集の木会
ほうじん しょざいち 法人の所在地	おきなわけん な は し あざふるじま ほんち 沖縄県那覇市字古島6番地1
ほうじん でんわばんごう 法人の電話番号	098-943-1228
ほうじん ばんごう 法人のFAX番号	098-943-1238
ほうじん 法人のE-mail	<a href="mailto:ijunokikai@bz04.plala.or.jp">ijunokikai@bz04.plala.or.jp</a>
ほうじん だいひょうしゃ 法人の代表者	りじちよう くらしお たけつぐ 理事長 黒潮 武嗣
ほうじん せつりつねんがつび 法人の設立年月日	しょうわ ねん がつ にち 昭和61年4月4日
ほうじん えんかく とくしょく 法人の沿革・特色	べっし 別紙のとおりです
ほうじん もくてき おも じぎょう 法人の目的と主な事業	<p>ほんほうじん しょうがいしゃ いこう そんちよう たよう そうごうてき ていきよう 本法人は、障害者の意向を尊重し、多様なサービスを総合的に提供 するよう創意工夫することにより、障害者が自立した生活を地域社会にお いて営むことができるよう支援することを目的として活動しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>しょうがいしゃしえんしせつ ・障害者支援施設</li> <li>しょうがいふくし じぎょう ・障害福祉サービス事業</li> <li>しょうがいじつうしょじぎょう ・障害児通所事業</li> <li>ろうじん じぎょう ・老人デイサービス事業</li> <li>かいごほけんほう もと かいごよほう にちじょうせいかつしえんそうごうじぎょう ・介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業</li> <li>とくていそうだんしえんじぎょう ・特定相談支援事業</li> </ul>

じぎょうしょ がいよう  
2. 事業所の概要

ほうじん めいしやう 法人の名称	そうだん しえん むるぶし 相談支援センター群星																														
ほうじん しょざいち 法人の所在地	おきなわけん な は し あざふるじま ばんち 沖縄県那覇市字古島6番地1																														
ほうじん でんわばんごう 法人の電話番号	098-943-7033																														
ほうじん ばんごう 法人のFAX番号	098-943-7034																														
ほうじん 法人のE-mail																															
じぎょうしょ かいせつねんがっぴ 事業所の開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成30年9月1日																														
じぎょう もくてき うんえいほうしん 事業の目的・運営方針	<p>りようしゃ ちいき じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとなむこと 1. 利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営む事が できるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との きんみつ れんけい はか していとくていそうだんしえん りようしゃ いこう てきせい 緊密な連携を図りつつ、指定特定相談支援を利用者の意向、適正、 しょうがい とくせいその たじじょう おう てきせつ こうかてき おこな つと 障害の特性その他事情に応じ、適切かつ効果的に 行うよう努めます。</p> <p>りようしゃ い し およびじんかく そんちやう つね りようしゃ たちば た していとくてい 2. 利用者意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定特定 そうだんしえん ていきやう つと 相談支援の提供に努めます。</p> <p>みづか ていきやう していとくていそうだんしえん ひやうか おこな つね 3. 自らその提供 する指定特定相談支援の 評価を行い、常にその かいぜん はか 改善を図ります。</p> <p>かんけいほうれいなど じゆんしゆ 4. 関係法令等を遵守します。</p>																														
じぎょう じっし じょうきやう 事業の実施 状況	<p>していけいかくそうだん しえん 指定計画相談支援</p> <p>へいせい ねん ど じっせき 平成28年度実績</p> <table> <tr> <td>しちやうそんほうもん 市町村訪問</td> <td>54</td> <td>けん 件</td> </tr> <tr> <td>かていほうもん 家庭訪問</td> <td>86</td> <td>けん 件</td> </tr> <tr> <td>モニタリング</td> <td>163</td> <td>けん 件</td> </tr> <tr> <td>しせつなどほうもん 施設等訪問</td> <td>71</td> <td>けん 件</td> </tr> <tr> <td>けい 計</td> <td>374</td> <td>けん 件</td> </tr> </table> <p>へいせい ねん ど じっせき 平成29年度実績</p> <table> <tr> <td>しちやうそんほうもん 市町村訪問</td> <td>58</td> <td>けん 件</td> </tr> <tr> <td>かていほうもん 家庭訪問</td> <td>157</td> <td>けん 件</td> </tr> <tr> <td>モニタリング</td> <td>209</td> <td>けん 件</td> </tr> <tr> <td>しせつとうほうもん 施設等訪問</td> <td>122</td> <td>けん 件</td> </tr> <tr> <td>けい 計</td> <td>546</td> <td>けん 件</td> </tr> </table>	しちやうそんほうもん 市町村訪問	54	けん 件	かていほうもん 家庭訪問	86	けん 件	モニタリング	163	けん 件	しせつなどほうもん 施設等訪問	71	けん 件	けい 計	374	けん 件	しちやうそんほうもん 市町村訪問	58	けん 件	かていほうもん 家庭訪問	157	けん 件	モニタリング	209	けん 件	しせつとうほうもん 施設等訪問	122	けん 件	けい 計	546	けん 件
しちやうそんほうもん 市町村訪問	54	けん 件																													
かていほうもん 家庭訪問	86	けん 件																													
モニタリング	163	けん 件																													
しせつなどほうもん 施設等訪問	71	けん 件																													
けい 計	374	けん 件																													
しちやうそんほうもん 市町村訪問	58	けん 件																													
かていほうもん 家庭訪問	157	けん 件																													
モニタリング	209	けん 件																													
しせつとうほうもん 施設等訪問	122	けん 件																													
けい 計	546	けん 件																													

### 3. 事業所の職員体制

職種	人数	勤務形態	資格	経験年数
管理者	1人	常勤・兼務		
相談支援専門員	2人	常勤・専従(1人) 常勤・専従(1人)	介護福祉士・ 社会福祉主事任用資格(1人) 社会福祉主事任用資格(1人)	13年 24年

### 4. 職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	<p>従業者の管理、指定特定相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>
相談支援専門員	<p>【基本相談支援】障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成】障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>【モニタリング】支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>

### 5. 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、慰霊の日、12月30日か1月3日までを除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとなります。

## 6. 通常の事業の実施地域

那覇市、浦添市、西原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、南城市

## 7. 主たる対象者

- 知的障害者
- 障害児(身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童)

## 8. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

### 【計画作成までの流れ】

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又は障害児の保護者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成し、利用者又は障害児の保護者に交付します。

支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を集めてサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者又は障害児の保護者の同意を得た上で、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を完成し、利用者及び障害児の保護者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画のモニタリングを実施します。

<p>計画の実施状況の把握及び計画の変更等</p>	<p>利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>
<p>入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報提供</p>	<p>利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が指定障害者支援施設、指定障害児入所施設若しくは精神科病院への入所又は入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。</p>

## 9. 利用料金

<p>相談支援利用料</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、利用者へ通知します。</p>
<p>交通費</p>	<p>利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を提供した際には、その実費をいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共交通機関を利用した場合・・・公共交通機関の定める運賃</li> <li>● 事業者の自動車を使用した場合・・・移動距離(km)×20円</li> </ul> <p>※沖縄にある島のうち、沖縄島(沖縄本島)以外の離島に居住している利用者に対し</p>

	<p>していけいかくぞうだんしえんまた していしょうがいじぞうだんしえん ていきょう さい りようしゃ しきゅうけつてい      て指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を提供した際は、利用者の支給決定      しちょうそん かさん ぞうだんしえんりようりょう しきゅう こうつうひ      市町村より加算された相談支援利用料の支給がなされるため、交通費はいただきま      せん。</p>
--	---

## 10. 利用料金の支払方法

こうつうひ しはら かげつ けいさん よくつきまつび せいきゅう しょうてい きじつ げんきんまた  
 交通費の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月末日までに請求しますので、所定の期日までに現金又は  
 ふりこみ しはら  
 振込でお支払いください。

## 11. 事故発生時の対応

りようしゃ ようだい きゅうへん ばあい しゅじい れんらく などひつよう しょうち こう か き かぞくとう  
 利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、下記のご家族等  
 すみ れんらく りようしゃ たい していけいかくぞうだんしえんまた していしょうがいじぞうだんしえん ていきょう  
 へ速やかにご連絡いたします。また、利用者に対する指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供  
 により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

### 【主治医】

いりょうきかんめい 医療機関名	
しよざいち 所在地	
でんわばんごう 電話番号	
しゅじいしめい 主治医氏名	

### 【緊急連絡先】

しめい 氏名	
じゅうしょ 住所	
でんわばんごう 電話番号	
ぞくがら 続柄	

### 【本事業所が加入する損害賠償保険の内容】

ほけんかいしやめい 保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険(株)
ほけんめい 保険名	しょうがいしゃせつぞうごうほしょうせいで 障害者施設総合補償制度
ほしょう がいよう 補償の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>たいじんばいしょう めい おくえん じ こ ほけんきかんちゅう おくえん ・対人賠償 1名 2億円 (1事故 保険期間中10億円)</li> <li>かんりざいぶつ じ こ まんえん たいぶつばいしょう じ こ ほ まんえん ・管理財物 1事故 200万円 ・対物賠償 1事故保2,000万円</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>•財物損壊を伴わない財物の使用不能 1事故保険 期間中 3,000万円</li> <li>•事故対応費用 1事故 500万円</li> <li>•人格権侵害 1名1事故 保険期間中 1,000万円</li> <li>•経済的損害 1事故 100万円 (保険期間中300万円)</li> <li>•被害者治療費・対人見舞費用 被害者1名につき 100万円 (期間中1,000万円限度)</li> <li>•(就労支援実習用)対物見舞費用等 1事故2万円 保険期間中50万円</li> </ul>
---

## 12. 苦情を受け付けるための窓口

### 【本事業所の苦情窓口】

窓口担当者	相談支援専門員 大城 尚枝
苦情解決責任者	管理者 小渡 良彦
受け付け日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、慰霊の日、12月31日から1月3日までを除きます。
受付時間	午前9時から午後5時までとなります。
電話番号	098-943-7033
FAX番号	098-943-7034
E-mail	

※苦情受付ボックスを事業所の1階エレベーター横に設置しています。

### 【第三者委員】

職氏名	第三者委員 大兼久 旭
電話番号	098-832-3283
FAX番号	
E-mail	
職氏名	評議員 神村 直
電話番号	098-867-4300
FAX番号	
E-mail	

ほんじぎょうしょ かいけつ くいじょう きやくたいとう そうだん ぎょうせいきかんまた おきなわけんしゃかいふくしきょうぎかい せつち  
 本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は沖縄県社会福祉協議会に設置され  
 うんえいてきせいかいいんかい もう た  
 た運営適正化委員会に申し立てることができます。

な はし しょう ふくしか  
 【那覇市 障がい福祉課】

しよざいち 所在地	な はし いずみざき 那覇市泉崎1-1-1
うけつけび 受付日	げつようび きんようび 月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、慰霊の日、年末年始は除 きます。
うけつけじかん 受付時間	ごぜん じ ふん ごご じ ふん 午前8時30分から午後5時15分
でんわばんごう 電話番号	098-862-3275
FAXばんごう FAX番号	098-862-0621
E-mail	

うらそえし しょう ふくしか  
 【浦添市 障がい福祉課】

しよざいち 所在地	うらそえし あ はちや 浦添市安波茶1-1-1
うけつけび 受付日	げつようび きんようび 月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、慰霊の日、年末年始は除 きます。
うけつけじかん 受付時間	ごぜん じ ふん ごご じ ふん 午前8時30分から午後5時15分
でんわばんごう 電話番号	098-876-1234
FAXばんごう FAX番号	098-878-8575
E-mail	

にしはらちよう けんこうし えん かしょうがいしえんがかり  
 【西原町 健康支援課障害支援係】

しよざいち 所在地	にしはらちようよ なしろ ばんち 西原町与那城140番地の1
うけつけび 受付日	げつようび きんようび 月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、慰霊の日、年末年始は除 きます。
うけつけじかん 受付時間	ごぜん じ ふん ごご じ ふん 午前8時30分から午後5時15分
でんわばんごう 電話番号	098-945-5013
FAXばんごう FAX番号	098-944-6551
E-mail	

はえはるちょう しょう ふくしか  
【南風原町 障がい福祉課】

しょうざいち 所在地	はえはるちょうあざかねぐすく ほんち 南風原町字兼城686番地
うけつけび 受付日	げつようび きんようび 月曜日から金曜日までとなります。ただし、 <small>こくみん しゅくじつ いれい ひ ねんまつねんし のぞ</small> 国民の祝日、慰霊の日、年末年始は除きます。
うけつけじかん 受付時間	ごぜん じ ふん ごご じ ふん 午前8時30分から午後5時15分
でんわばんごう 電話番号	098-889-4416
FAX番号	098-889-7657
E-mail	

とみぐすくし しょう ちょうじゆか  
【豊見城市 障がい・長寿課】

しょうざいち 所在地	豊見城市翁長854
うけつけび 受付日	げつようび きんようび 月曜日から金曜日までとなります。ただし、 <small>こくみん しゅくじつ いれい ひ ねんまつねんし のぞ</small> 国民の祝日、慰霊の日、年末年始は除きます。
うけつけじかん 受付時間	ごぜん じ ふん ごご じ ふん 午前8時30分から午後5時15分
でんわばんごう 電話番号	098-850-5320
FAX番号	098-850-5343
E-mail	

やえせちょう しゃかいふくしか  
【八重瀬町 社会福祉課】

しょうざいち 所在地	八重瀬町字東風平1188番地
うけつけび 受付日	げつようび きんようび 月曜日から金曜日までとなります。ただし、 <small>こくみん しゅくじつ ねんまつねんし のぞ</small> 国民の祝日、年末年始は除きます。
うけつけじかん 受付時間	ごぜん じ ふん ごご じ ふん 午前8時30分から午後5時15分
でんわばんごう 電話番号	098-998-9598
FAX番号	098-998-7164
E-mail	

### 【南城市 生きがい推進課】

所在地	南城市佐敷字新里1870
受付日	月曜日 <small>げつようび</small> から金曜日 <small>きんようび</small> までとなります。ただし、国民の祝日 <small>こくみん しゅくじつ</small> 、慰霊の日 <small>いれい ひ</small> 、年末年始 <small>ねんまつねんし</small> は除きます。
受付時間	午前8時30分 <small>ごぜん じ ふん</small> から午後5時15分 <small>ごご じ ふん</small>
電話番号	098-917-5341
FAX番号	098-917-5427
E-mail	

### 【沖縄県福祉サービス運営適正化委員会】

所在地	沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟4階
受付日	月曜日 <small>げつようび</small> から金曜日 <small>きんようび</small> までとなります。ただし、国民の祝日 <small>こくみん しゅくじつ</small> 、年末年始 <small>ねんまつねんし</small> は除きます。
受付時間	午前9時から午後5時までとなります。
電話番号	098-882-5704
FAX番号	098-882-5714
E-mail	

### 13. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定【虐待防止責任者】管理者 小渡 良彦
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

### 14. サービスの提供の記録

本事業所では、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。また、利用者及び障害児の保護者が他の指定特定相談支援事業所の

利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、直近のサービス等利用計画又は障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

【本事業所にて保存している記録】

- 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- 個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳  
サービス等利用計画案及びサービス等利用計画  
障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画  
アセスメントの記録  
サービス担当者会議等の記録  
モニタリングの結果の記録
- 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- 利用者からの苦情の内容等の記録
- 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

ねん がつ にち  
年 月 日

指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基  
づいて、重要な事項の説明を行いました。

事業者

(所在地) 沖縄県那覇市字古島6番地1  
(名称) 社会福祉法人伊集の木会  
(代表者) 理事長 黒潮 武嗣 印

説明者

(事業所) 相談支援センター群星  
(職氏名) 管理者 小渡 良彦 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあ  
たり、重要な事項の説明を受け、同意しました。

りようしゃ  
利用者

じゅうしょ  
(住所)

しめい  
(氏名)

いん  
印

りようしゃ しんたい じょうようとう しよめい りようしゃほんにん い し かくにん うえ わたし りようしゃ か  
利用者は、身体<sup>しんたい</sup>の状況<sup>じょうようとう</sup>等<sup>しよめい</sup>により署名<sup>しよめい</sup>ができないため、利用者<sup>りようしゃ</sup>本人<sup>ほんにん</sup>の意思<sup>い し</sup>を確認<sup>かくにん</sup>の上<sup>うえ</sup>、私<sup>わたし</sup>が利用者<sup>りようしゃ</sup>に代  
わって、その署名<sup>しよめい</sup>を代筆<sup>だいひつ</sup>しました。

だいひつしゃ  
代筆者

じゅうしょ  
(住所)

しめい  
(氏名)

いん  
印

そくがら  
(続柄)